

加古川市立公民館自動販売機設置事業者募集要項

加古川市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込ください。

1 対象物件

物件番号	施設名	住所	占有面積	最低使用料(年額)	平面図
1	陵南公民館	675-0019 野口町水足 333-333	1 m ²	12,492 円 ※別途電気料金	別紙

2 応募資格

加古川市（以下、「本市」という。）の入札参加資格者名簿に登載されている方のうち、次の条件いずれにも該当しない場合に限り応募することができます。

- (1) 破産者で復権を得ない者。
- (2) 本市の指名停止措置を受けている者。
- (4) 営業について法令等の規定により許認可等を受けていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体。
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体。

3 設置条件等

(1) 使用料等

① 使用許可期間

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと教育委員会が判断する場合は、当初教育委員会が設定した募集条件を変更しないことを前提として当初許可から3年を限度に引き続き使用許可することができます。

② 年額使用料

申込みのあった応募価格に市が試算する電気料金を加算した価格を年額使用料とします。年額使用料は教育委員会の発行する納入通知書により、教育委員会の指定する期限までに納入してください。

(2) 経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

(3) 設置する自動販売機等の指定、条件

- ① 販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。
- ② 酒類及びたばこの販売は行わないこと。

- ③販売価格については、標準小売価格を上回らないこと。
- ④省エネタイプ・ノンフロン対応機とすること。
- ⑤自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。
- ⑥地域貢献型自動販売機及び災害対応自動販売機の導入を積極的に検討すること。
- ⑦防犯上の設備や盗難による被害などはすべて設置事業者の負担とする。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ①使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ④設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先（昼間、夜間）を明記すること。
- ⑥設置事業者は、毎月の売上数量及び金額を書面により、翌月末日までに社会教育課に報告すること。

(6) 使用許可の取り消し

教育委員会が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができます。

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を教育委員会に請求することができません。

4 応募申込手続きについて

教育委員会が設定する最低使用料には、電気料金が含まれていないため、設置しようとする自動販売機の機種・寸法・年間消費電力等を別紙応募申込書に明記し根拠となるパンフレット等を添付のうえ、応募申込書を提出してください。災害時対応等の特殊機能があれば明記してください。

(1) 提出方法

提出期間 令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

提出先 加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市教育委員会 社会教育課

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（所定様式）
- ② 誓約書（所定様式）
- ③ 販売品目（所定様式）
- ④ 設置する自動販売機の寸法、年間消費電力のわかるカタログ等

(3) その他

提出は持参のみとし、郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募申込書の審査を行い、公募条件を満たす者の中から、教育委員会が設定する最低使用料以上での申込みのあったもののうち、最高の応募価格で提示したものとします。なお、販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) 最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、本市ホームページに価格と設置事業者の名称を掲載します。

6 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

7 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 応募書類については結果に関わらず返却しません。

＜募集に関する問い合わせ先＞

加古川市教育委員会 社会教育課

加古川市加古川町北在家2000

電話 079-427-9704（直通）